

# 農地利用最適化推進委員を募集します！

募集  
期間

令和6年2月1日(木)から  
令和6年3月5日(火)まで 【必着】

## 募集人数及び区域

16人

※担当区域別 深谷・大寄2人、藤沢3人、  
幡羅・明戸2人、豊里・八基2人、  
岡部3人、川本2人、花園2人

## 任 期

令和6年7月20日(予定)から  
令和9年7月19日までの3年間



## 身分及び報酬額

深谷市の特別職の非常勤職員として、

月額33,000円

## 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

詳しい内容については、深谷市農業委員会事務局までご連絡ください。

☆深谷市農業委員会事務局

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 深谷市役所内

☎ 048-577-3439

# 深谷市農地利用最適化推進委員募集要項

## 1 募集期間 令和6年2月1日(木)から令和6年3月5日(火)まで【必着】

- (1) 書類を持参する場合  
受付期間内(土日祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、提出してください。
- (2) 郵送で提出する場合  
封筒の表に「農地利用最適化推進委員推薦・応募申込書在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」で郵送してください。
- (3) その他  
申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は深谷市のホームページにより公表します。

## 2 応募及び推薦に係る書類の提出先・問合せ先

深谷市農業委員会事務局

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 深谷市役所内

TEL048-577-3439(直通)

## 3 推薦及び応募の方法

農地利用最適化推進委員の候補者の募集に申し込むには、次の3つの方法があります。

- (1) 農業者等の個人による推薦  
農業者等の個人が農地利用最適化推進委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法
- (2) 農業者等の法人又は団体による推薦  
法人又は団体が農地利用最適化推進委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法
- (3) 本人による応募  
農地利用最適化推進委員に自ら応募する方法

## 4 推薦及び応募に係る手続き等

- (1) 推薦及び応募に係る申込書
  - ア 個人による推薦の場合  
深谷市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書(個人推薦用)【様式第1号】
  - イ 法人又は団体による推薦の場合  
深谷市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書(法人・団体推薦用)【様式第2号】
  - ウ 本人による応募の場合  
深谷市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書【様式第3号】
- (2) 添付書類
  - ア 推薦者が法人又は団体の場合(市内のJA、土地改良区、水利組合以外の法人又は団体)  
当該法人又は団体の定款、規約等の写し(名称、代表者又は管理人、所在地及び目的が分かるもの)
  - イ 推薦を受ける方及び自ら応募する方の住民票(本籍と戸籍の筆頭者記載のもの)  
※ 発行後3か月以内のもの
- (3) その他  
推薦及び応募に係る書類は返却しません。

## 5 募集人数及び区域 16人(7区域)

- ・ 別表の区域ごとに募集します。

- ・ 複数の区域へ申し込むことができますが、農地利用最適化推進委員への就任は、1区域のみです。
- ・ 農地利用最適化推進委員及び農業委員会の委員の両方に推薦又は応募することができますが、他市も含めて両委員を兼ねることはできません。

## 6 任期 令和6年7月20日(予定)から令和9年7月19日までの3年間

## 7 身分及び報酬の額 深谷市の特別職の非常勤職員として、月額33,000円

## 8 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて、主に次のことを行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために、地域での話合いや農地利用状況の調査(農地パトロール)などの活動を行う予定です。具体的には、「農地利用最適化の推進に関する指針」に基づき活動します。

## 9 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる方とします。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 深谷市暴力団排除条例(平成24年3月29日深谷市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員

## 10 選考方法

推薦を受けた方及び募集に応募した方の数が、農地利用最適化推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、深谷市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が、提出された書類をもとに候補者を選任するための選考(必要に応じて面接を行うことがあります。)を行い、農業委員会に報告します。

農業委員会は、同委員会の報告を参考に農地利用最適化推進委員候補者を選任し、新体制での農業委員会総会で農地利用最適化推進委員を決定します。(新体制での農業委員会総会は、令和6年7月20日以降に開催されます。)

結果につきましては、推薦した方、推薦を受けた方、応募した方全員に文書で通知します。

## 11 推薦及び応募に関する情報の公表

推薦及び応募に関する次の事項について受付期間の中間(2月下旬)及び終了後(3月中旬)に市ホームページで、次の内容を公表しますので、ご了承ください。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦をする方(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする方(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

- (4) 推薦を受ける方又は応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする方が推薦を受ける方を深谷市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募する方が深谷市農業委員会委員に応募しているか否かの別

## 12 その他

- ・ 応募又は推薦に要する費用は申し込みをいただいた方の負担となります。
- ・ 必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・ 申込書に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して、照会を行うことがあります。
- ・ 農地利用最適化推進委員として委嘱された方については、市の広報紙等で、氏名、顔写真、年齢及び住所が掲載される場合がありますので併せて御了承ください。

### 別表

#### 深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等について

担当区域	担当区域詳細	推進委員定数
深谷・大寄	深谷、西島、田谷、東大沼、西大沼、曲田、萱場、宿根、伊勢方、見晴町、緑ヶ丘、寿町、田所町、深谷町、仲町、本住町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、天神町、稲荷町北、西島四丁目、西島五丁目、栄町、西島町一丁目、西島町二丁目、西島町三丁目、上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森	2人
藤沢	人見、柏合、檜合、折之口、上野台、桜ヶ丘、秋元町、上柴町東五丁目、上柴町東六丁目、上柴町東七丁目、上柴町西四丁目、上柴町西五丁目、上柴町西六丁目、上柴町西七丁目、大谷、櫛引、境	3人
幡羅・明戸	東方、本田ヶ谷、原郷、国済寺、幡羅町一丁目、常盤町、東方町一丁目、東方町二丁目、東方町三丁目、東方町四丁目、東方町五丁目、国済寺町、上柴町東一丁目、上柴町東二丁目、上柴町東三丁目、上柴町東四丁目、上柴町西一丁目、上柴町西二丁目、上柴町西三丁目、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋、二ツ小屋	2人
豊里・八基	新戒、高島、成塚、中瀬、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚	2人
岡部	岡、岡一丁目、岡二丁目、普済寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、榛沢新田、山崎、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽	3人
川本	上原、田中、武川、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、本田、畠山、白草台	2人
花園	武蔵野、小前田、緑台、荒川、黒田、花園、永田、北根	2人